

大分地方最低賃金審議会の専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

大分労働局一般公示第20号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、大分県の区域内で自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「大分地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年8月26日

大分労働局長 秋山 雅紀

記

大分地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、大分県の区域内で自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、大分県の区域内で自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和7年9月10日（水）

(3) 推薦書の提出先

大分労働局労働基準部賃金室

（大分市東春日町17番20号大分第2ソフィアプラザビル6階）

令和 年 月 日

大分労働局長
秋山 雅紀 殿

推薦者（代表）

住所

氏名

（団体の場合は所在地
名称、代表者職氏名）

大分地方最低賃金審議会大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会の
委員の候補者として下記の者を内諾書を添付のうえ推薦します。

労働者代表
使用者代表

記

氏 名	年 齢	現 職（現在の職業、所属団体、 地位をすべて記入すること）	略 歴

内 諾 書

大分労働局長

秋山 雅紀 殿

令和 年 月 日

氏名

私は、大分地方最低賃金審議会大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会委員に任命されましたときには、就任することを内諾します。